

## 宇治市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

平成29年6月に生産緑地法が改正され、これまで500㎡以上と定められていた都市計画に生産緑地地区を定めることができる区域の規模について、市町村が条例で定めることにより、300㎡まで引き下げることが可能となりました。

つきましては、都市農地の保全という法改正の趣旨を踏まえ、区域の規模要件を300㎡以上とするために必要な条例を制定するものです。

### ○条例に規定する内容

- ・趣旨（第1条）

生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとします。

- ・区域の規模に関する条件（第2条）

300㎡以上の規模の区域とします。

- ・附則

条例の施行日は、平成31年4月1日とします。